# 茨城 県 災 害 対 策 融 資

## (令和5年大雨及び台風第2号災害特例・緊急対策枠)

茨城県信用保証協会は、令和5年梅雨前線による大雨や台風2号で被害を受けられた中小企業の皆様を 対象として創設された「茨城県災害対策融資制度(令和5年大雨及び台風第2号災害特例)」などにより、 経営の安定や事業の再建をサポートしております。

制度名称	茨 城 県 災 害 対 策 融 資 制 度 ( 令 和 5	年大雨及び台風第2号災害特例)	(緊急対策枠)
	令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号に伴う災害により被害を受けられた以下の中小企業者		
	直接被害を受けた方		
<i>ご</i> 利用 いただける方	市町村長から罹災証明等を受けた方 <u>※県内全域の事業者が対象</u>	中小企業信用保険法第2条第5項第4号に かかる市町村長の認定を受けた方 (注1) ※取手市の事業者のみ対象	令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号で間接的な被害を受けたと認められる方(注2) (証明書や認定書は不要) ※県内全域の事業者が対象
対象資金	経営の安定に必要な事業資金(事業の再建に必要な資金を含む)		
制度略称	県台風2一般	県台風2経安	県災害R506
ご利用 いただける保証制度	一般保証 経営安定関連保証(注3)	経営安定関連保証	一般保証
融資限度額	8,000万円		運転資金 3,000万円 設備資金 5,000万円 運転設備併用 5,000万円
責任共有制度	責任共有対象 経営安定関連保証4号の場合は対象外	責任共有対象外	責任共有対象
信用保証料率	年0.25%~1.70% ※基準保証料率より0.20%引下げ 経営安定関連保証4号の場合は年0.70%	年0.70%	年0.45%~1.90%
	県および市町村が信用保証料の <mark>全額</mark> を 補助(注4)	県および市町村が信用保証料の <mark>50%</mark> を 補助(注4)	県が信用保証料の50%を補助
融資利率	10年超		3年以内 年1.3% 3年超5年以内 年1.4% 5年超7年以内 年1.5% 7年超10年以内 年1.6%
	県および市町村が3年間の利息の <mark>全額</mark> を 補助(注5)	県および市町村が3年間の利息の <mark>50%</mark> を 補助(注5,注6)	利息の補助なし
保証期間		内(据置期間2年以内) 内(据置期間3年以内) 内(据置期間2年以内)	運転資金 7年以内(据置期間2年以内)設備資金 10年以内(据置期間3年以内) 運転設備併用 7年以内(据置期間2年以内)
担保	必要に応じて		
連帯保証人	個人の場合 不要 法人の場合 必要となる場合があります ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です		
添付資料	市町村長が発行する「罹災証明書等」(注7)	市町村長が発行する「中小企業信用保険法 第2条第5項第4号にかかる認定書」	-
認定申請	融資申込者の事業所の所在地を管轄する商工会・商工会議所、 茨城県中小企業団体中央会		
取扱期間	令和6年3月31日(融資実行分)まで		-
(注1) 認定基準(①かつ②に該当することが必要) ①取手市において1年間以上継続して事業を行っていること。			

- ②令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少し、 かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること。
- (注2) 仕入れ先が台風2号の被害を受けた影響で材料の仕入れが滞っているなど、間接的な被害を受けた方が対象となります。
- (注3) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号(台風2号にかかるもの)にかかる市町村長の認定を受けた方が対象となります。
- (注4) 信用保証料の補助について、一部の市町村では補助割合が異なります。
- (注5) 利息の補助について、一部の市町村では補助が受けられない場合があります。
- (注6) 融資金額が1,000万円までの部分は、当初3年間は年0.6%の利率が適用され、3年間の利息が全額補助されます。 融資金額が1,000万円を超える部分は、融資期間に応じた利率が適用され、3年間の利息の50%が補助されます。
- (注7) 事業用資産にかかる罹災証明書等の写しを添付してください。
- (注8) 審査の結果ご希望に沿えない場合があります。

## 茨城県信用保証協会がんぱる企業を全力サポート!・いぱらきをもっと元気に-

**〒**310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階 保証課県央・鹿行グループ **☎**029-224-7812 保証課県北グループ

**a**029-224-7826

### 土浦支店

**T**300-0043 土浦市中央二丁目2番28号 保証課県南グループ 2 保証課県西グループ 2

**a**029-826-7812 **a**029-826-7826

### 経営支援部

〒310-0801

水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館2階 経営支援課 本店担当グループ **2**029-22 経営支援課 支店担当グループ **2**029-22 経営アシストグループ 経営支援課 創業支援課

**3**029-224-7858 **a**029-224-7852 **2**029-224-7865

茨 城 県 災 害 対 策 融 資 制 度